

やまぐちフラワーランド広告掲出募集要領

県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。

ついては、やまぐちフラワーランド内へ掲出する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告の掲出に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「やまぐちフラワーランド広告掲出実施要領」に基づいて行います。

2 掲出場所等

(1) 所在地

柳井市新庄500-1

(2) 掲出施設及び場所

やまぐちフラワーランドのセンタープラザ内エントランス壁面

(3) 開園日、時間

金曜日～水曜日 午前9時～午後5時

※木曜日（木曜が祝日又は振替休日の場合は翌日）及び年末年始（12月27日～1月1日）は、休園日です。

※その他、臨時開園及び休園があります。

(4) 入園者数

①令和6年度実績 (令和6年12月末時点) 60,446人

②令和5年度実績 78,293人

3 広告媒体及び規格

(1) 広告媒体

やまぐちフラワーランドのセンタープラザ内エントランス壁面

※県が設置した広告掲示用の額内に、広告を掲出することとなります。

(2) 広告の規格

B2版縦（縦728mm×横515mm）以内

4 募集枠数

2枠

5 広告掲出の要件

(1) 山口県広告取扱要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する広告は掲載できません。

(2) 山口県広告掲載基準第3条各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載できません。

(3) 山口県広告掲載基準第4条に該当する内容の広告は掲載できません。

※詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

(4) 広告掲出に当たっては、別途、行政財産の使用許可が必要となります。

6 広告掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

※広告内容は1か月単位で変更可能です。

7 広告料の申込価格（1 枠当たり）

広告料は、96,000円（8,000円/月）を最低価格とし、申込者が提示してください。（消費税及び地方消費税を含みます。）

※広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

※別途、行政財産使用料10,589円（月額882円程度）が必要となります。（消費税及び地方消費税を含みます。）

8 募集方法等

(1) 募集期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月12日（水）17時まで

(2) 申込方法

やまぐちフラワーランドの建物内部広告掲出申込書(様式1)に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、農業振興課農地調整班まで持参(平日8時30分から17時まで)、郵送(令和7年2月12日(水)17時必着)又は電子メールにて提出してください。

(3) 広告主の決定方法

「5 広告掲出の要件」に基づき、やまぐちフラワーランド内への広告の掲出が適当であると認められた者のうち、やまぐちフラワーランドの建物内部広告掲出申込書に記載されている広告掲出の申込額が高い方から順に広告主に決定します。

※同額での申込者が2者以上あるときは、くじにより広告主を決定します。

※広告主を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を通知します。

9 広告内容の審査

(1) 広告の表示内容に係る留意事項

広告原稿等の作成に当たっては、山口県広告掲載基準第5条に規定する業種ごとの基準に留意してください。

(2) 広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、やまぐちフラワーランドの建物内部広告掲出承認願(様式2)と広告原稿を指定する日までに、農業振興課農地調整班まで提出してください。

※審査後、結果を文書により通知します。(様式3、様式4)

※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

10 広告料等の納入

広告料及び行政財産使用料を、県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

11 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県農林水産部農業振興課農地調整班

TEL 083-933-3380 FAX 083-933-3399

E-mail a17300@pref.yamaguchi.lg.jp